

第30号議案

豊川市漁港管理条例の一部改正について

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月22日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例

豊川市漁港管理条例（平成19年豊川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
占用の種類	区分	単位	占用料	占用の種類	区分	単位	占用料
(略)				(略)			
電柱等の工作物	第1種電柱	1本に	890円	電柱等の工作物	第1種電柱	1本に	990円
	第2種電柱	つき1	1,400円		第2種電柱	つき1	1,500円
	第3種電柱	年	1,800円		第3種電柱	年	2,100円
	第1種電話柱		790円		第1種電話柱		890円
	第2種電話柱		1,300円		第2種電話柱		1,400円
	第3種電話柱		1,700円		第3種電話柱		1,900円
	その他の柱類		79円		その他の柱類		89円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	8円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9円
	地下に設ける電線その他の線類		(略)		地下に設ける電線その他の線類		(略)
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,600円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,800円

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,500円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,200円</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,600円</u>		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>
水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>33円</u>	水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>37円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>48円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>53円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>71円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>80円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>140円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>190円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>210円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル		<u>330円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル		<u>370円</u>

	未満のもの			未満のもの		
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			480円		
	外径が1メートル以上 のもの			外径が1メートル以上 のもの		
	950円			1,100円		
(略)			(略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市の漁港施設の占用に係る占用料の適正化を図る必要があるからである。